

行政改革推進会議
独立行政法人改革等に関する分科会
第三ワーキンググループ 説明資料

独立行政法人農畜産業振興機構

農林水産省
平成25年10月

1. 独立行政法人農畜産業振興機構の概要

(1) 目的

農畜産業振興機構は、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）及び肉用子牛生産安定等特別措置法等の個別法に基づき、

- ① 農畜産物生産者等への経営安定対策及びその補完対策
- ② 農畜産物（牛肉、豚肉、乳製品、野菜、砂糖、でん粉等）の需給調整・価格安定対策
- ③ 口蹄疫や鳥インフルエンザ、東日本大震災、経済情勢の変化等に対応した緊急対策
- ④ 生産者の経営安定や需給動向の判断に資するための情報収集・提供

を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする独立行政法人です。

(2) 役職員・予算

<役員数>	10名（理事長1名、副理事長1名、理事6名、監事2名）
<職員数>	215名（平成25年4月1日現在）
<予算>	400,859百万円（平成25年度）

2. 独立行政法人農畜産業振興機構の業務

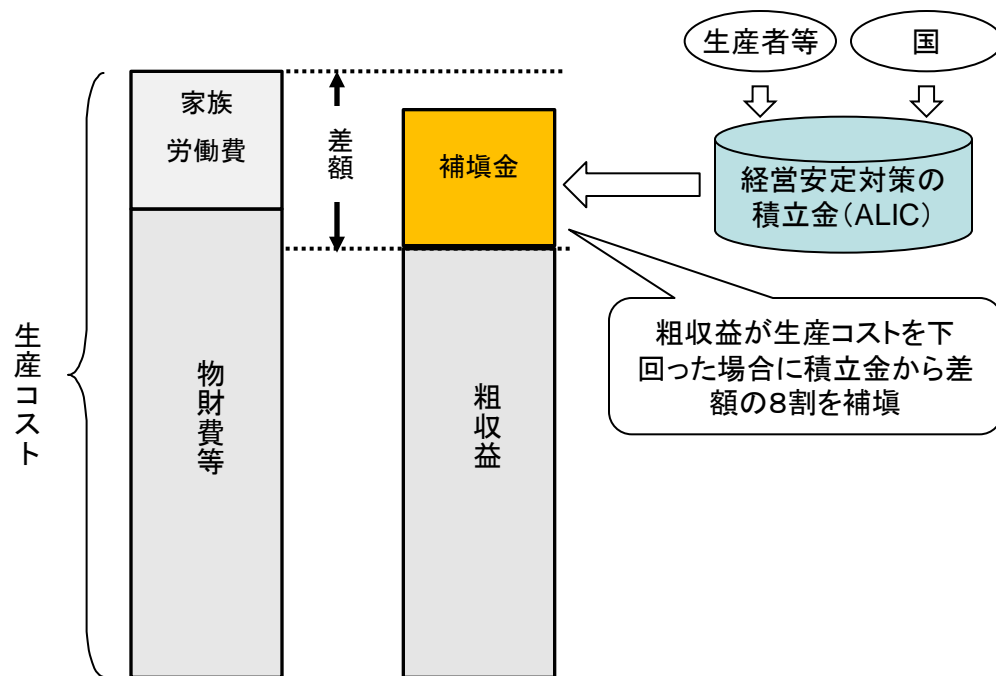
(1) 経営安定対策

○ 生産者の経営安定のための補填金等の交付

機構は、販売価格が保証基準価格を下回った場合や農畜産物生産者の粗収益が生産コストを下回った場合等において、生産者（肉用子牛、肥育牛、肉豚、生乳、野菜、さとうきび、かんしょ）に対して、その差額の一部の補填等を実施。

生産者自らが機構に資金を拠出して積立金を造成し、その拠出割合に応じて国も機構に交付金を交付することを基本とする、直接交付方式による経営安定対策等を実施。

○ 経営安定対策の仕組み（養豚生産者への補填金交付の例）



○ その他経営安定対策を補完するための事業の実施

肉骨粉の適正な処理等、畜産経営の安定的な発展や安全・安心な国産畜産物の供給等に資する畜産業振興事業に対し補助。

(2) 需給調整・価格安定対策

(畜産関係)

- ・牛肉及び豚肉の価格低落時における買入れ・保管、価格高騰時における売渡し。
- ・国家貿易機関として、指定乳製品等の輸入・売渡し。
- ・国内産の牛乳・乳製品を学校給食用等の用に供する事業に対し補助

(野菜関係)

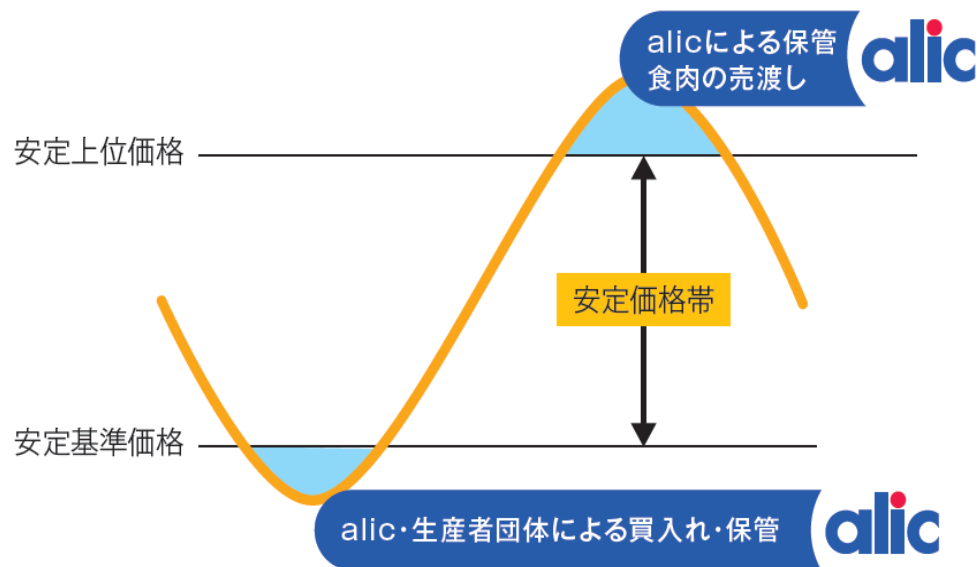
- ・野菜の価格高騰時・低落時における緊急需給調整の実施。

(砂糖・でん粉関係)

- ・輸入糖及びコーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収し、これらを主な財源として、生産者等に交付金を交付することにより内外価格差を調整。

○ 価格安定制度の仕組み（牛肉及び豚肉の例）

● 牛肉及び豚肉の価格安定制度の仕組み



(3) 緊急対策

- 日本の周辺諸国で散発し、常に発生危険性がある口蹄疫や鳥インフルエンザ、また、東日本大震災などの様々な緊急事態に対し、迅速に対応するため、緊急対策を実施。
- 平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫では、影響を受けた農家の経営再開支援や子牛の出荷遅延に係る助成等を実施。
- 東日本大震災への対応
 - (1) 被災地域の配合飼料工場の操業停止を受け、畜産農家への配合飼料供給が途絶える事態となったことから、北海道、九州等から配合飼料を運搬する事業に対して経費の一部を補助し、地域の需要を満たす供給量を確保。
 - (2) 原発事故による牛肉・稲わらからの暫定規制値を超える放射性セシウムの検出に対し、
 - ① 汚染稲わら等を食べた牛肉のうち既に流通している牛肉の市場からの隔離
 - ② 全頭検査・全戸検査を実施することとなった県の肉用牛肥育農家の資金繰りのため、肥育牛飼養頭数1頭当たり5万円の支援
 - ③ 稲わらや牧草の不足が懸念される畜産農家に対して、代替飼料を現物供給等の対策について、予備費の使用が決定されるまでの間、機構の保有資金を活用して、迅速かつ機動的に対応。
- 日本経済再生に向けた緊急経済対策への対応
平成25年2月、国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に基づく補正予算により、生産者等に対して生産性や飼料自給率の向上に必要な機械の導入を支援するなど、緊急の対策を実施。

- ・ 穀物価格の高止まり等による配合飼料価格の高騰への対応
各畜産経営に対し、平成25年7-9月期の補填対象数量に応じ、特別交付金を交付する対策を実施。

(4) 情報収集・提供

- 経営安定や需給動向の判断に資するため、畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、国内外の農畜産物需給等に関する情報を収集・提供。

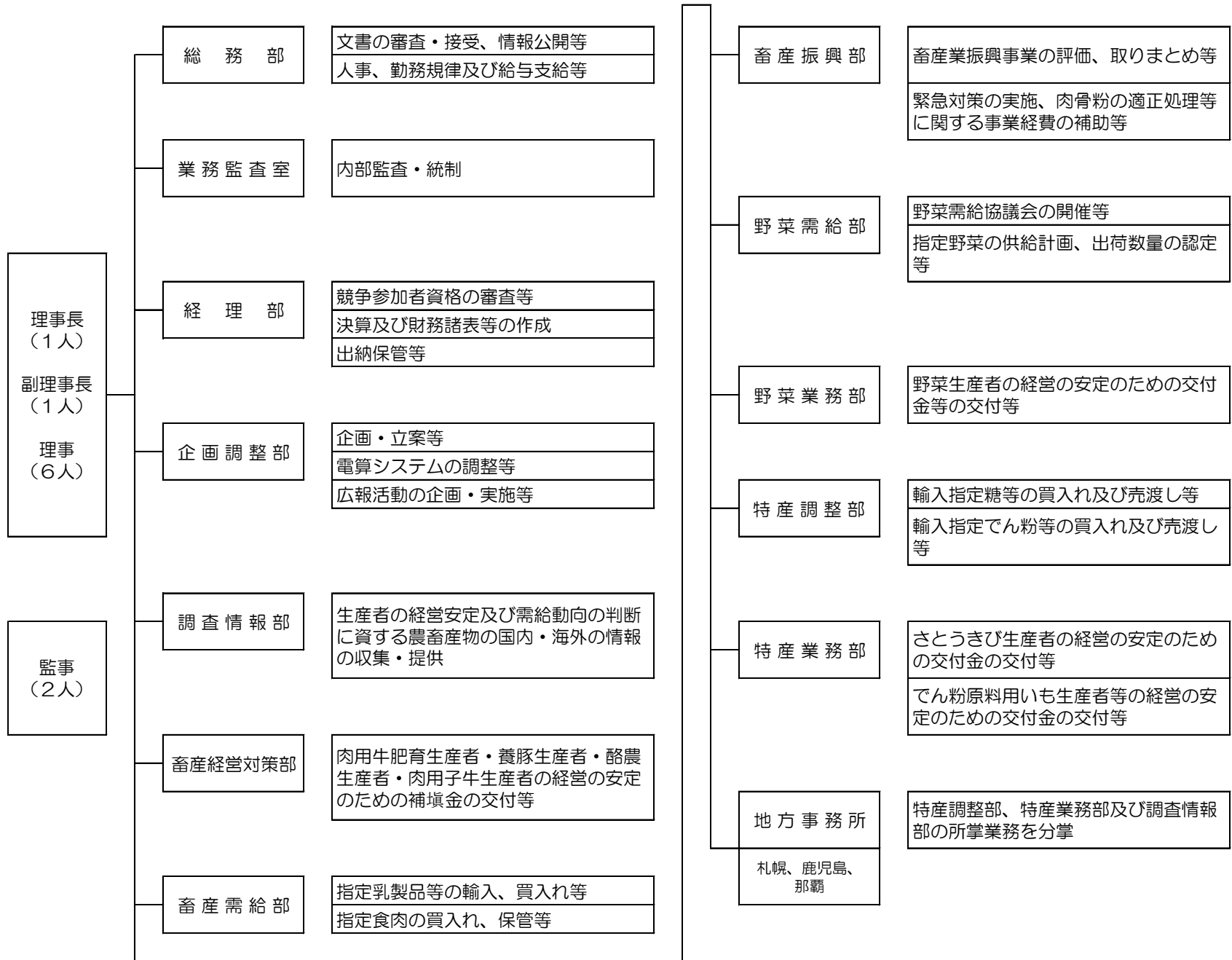
3. 独立行政法人農畜産業振興機構の政策体系上の位置付け

政策体系上の位置付け：食料の安定供給の確保

- 1 農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、食料自給率の向上、農畜産業の再生、農山漁村の6次産業化に不可欠な農業経営の安定を図るために個別の法律等に基づいて国として講ずることが必要な畜産物、野菜、甘味資源作物等の生産者等の経営安定対策のための補給金交付業務と農畜産物の需給安定・価格調整対策の実施業務を一体的に担う機関として位置付けられている。
- 2 経営安定対策の適正かつ安定的な実施や口蹄疫や鳥インフルエンザ、また東日本大震災などの様々な緊急事態への機動的な対応を通じ、機構は、国内農業の持続的発展や国民に対する食料の安定供給に貢献してきており、こうした各種事業の的確な運用により国民消費生活の安定に寄与しているところ。

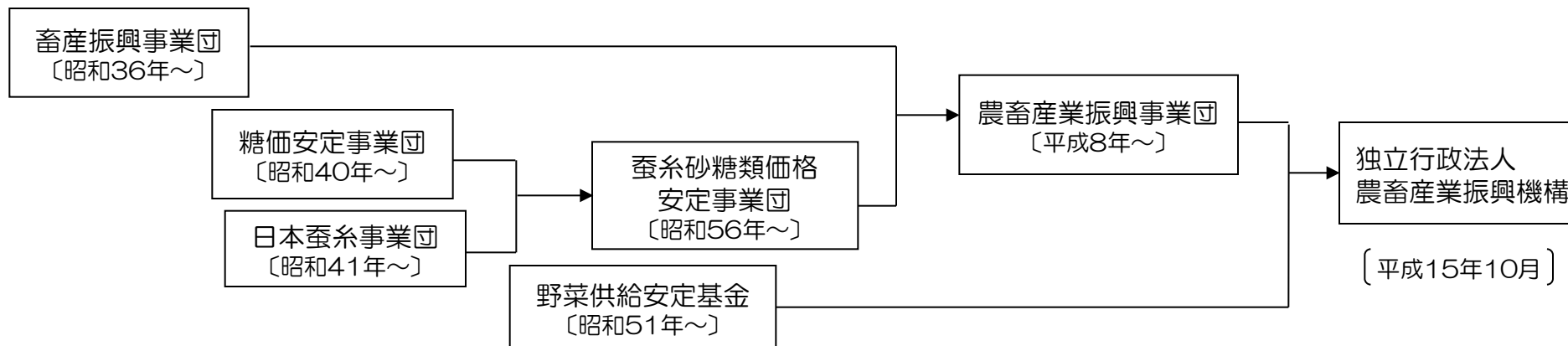
4. 組織図

(平成25年4月1日現在 役員数 10人 職員数 215人)



5. これまでの組織等の見直し

(1) 設立の経緯



(2) 地方事務所の縮減（平成19年12月）

東京・千葉・横浜・名古屋・大阪・岡山・福岡・宮崎を廃止し、札幌・鹿児島・那覇の3カ所に限定

(3) 海外駐在員事務所を全廃（平成23年3月）

シドニー・ワシントン・ブリュッセル・シンガポール・ブエノスアイレスを廃止